

第十回 参議院人事委員会會議録第十二号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午前十一時七分開会

委員の異動

三月二十八日委員川村松助君辞任につき、その補欠として大谷登潤君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○国家公務員災害補償法案(内閣提出)

○委員長(木下源吾君) それでは委員会を開きます。

本日は国家公務員災害補償法案、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員の給與問題に関する調査であります。先ず国家公務員災害補償法案について質疑をお願いいたします。

○森崎隆君 随分方々でお聞きしたいところがあります。余り時間がないようでありまして一部だけお聞きしておきたいと思ひます。

第一條の一般職と特別職の關係の問題はこの前にも他の各委員からお話がありましたので重ねて質問することは省略いたします。是非とも一つ早急に、これは一本化でなくとも並行して双方に一つのバランスのある法律に早く揃えて出して頂くようにこれは努力して頂きたいと思ひます。第二條の五でございしますが、「第二十一條の補装具の支給並びに第二十二條の福祉施設及び運営について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。」この補装具の支給並びに福祉施設の設

置及び運営について調査云々というのがありますが、この支給運営は一体具体的に誰がするのか。若しこれが一つの機関がはつきりと作られて、そこから適当に認定してこれを支給し、又運営して行くようになると思ひます。すれば話がわかりませんが、この点は一体どんなようなおつもりでありますか。先ずその点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(慶徳庄意君) 補装具の支給と福祉施設の設置及び運営につきましては、実施機関において原則としてやつて頂くという考えをとおしております。ただその場合に補装具の支給と一口に言ひましてもいろいろの場合が予想されますので、例えば傷害を受けたという不幸にして両足が切断されたというような方に対しては義足を與える、或いは又義眼を必要とする場合等いろいろあるものでありますが、余り各庁において不均衡の問題が起りますというところは又別の意味において芳しくない点が出て参りますので、人事院規則におきまして基本的な事項については統一の保持を図つて行きたいというふうに考へております。

それから福祉施設の設置につきましては大体例えれば温泉保養をするとかいうような点につきましては、その基本的事項につきましては人事院規則におきまして統一保持の見地において作つて行きたい。その実施面につきましては、総合調整の運営といたしまして、より公正な、合理的な運営を図る

ように努力したいというふうに考へておる次第でございます。

○千葉信君 質問の中間で大変恐縮ですが、その前に人事院当局にお考えを承つておく必要があると思ひますので若干時間をお借りいたします。

数次に亘る人事委員会の打合せの席上でも、大体この法案に対する審議上の希望条件としては、この法案が適正なものであるかどうかということを検討する以前に、いろいろと各階層から意見も出されておりますし、又全体の意向としては相当この法案については、例えば恩給法との關係であるとか、或いは又災害補償の補償額の問題が、結局は公務員の現在の非常に落ち込んでいる給與の問題というものが随分関連を持つて考へる必要があるという点などから、いろいろこの法案の審議については相当準備して、時間の点からいつても相当な余裕を得て立派な法案を作る必要がある。特に衆議院の意向を聞いてみますと、若し参議院でこのままの法案が回付されておることがあれば、自分の方としては或る程度これに対する修正を考へなければならぬ。できれば参議院の方でこの法案に對する修正をやるならば十分やつて、それから廻してもらうということ希望する。ところがこの法案の審議に對しては、特に與党のほうから早急にこの法案を審議終了する必要があるということについて、何回も意見の開陳はございましたし、私もその希望は諒

いたしますけれども、この法案を提出した、勿論それは勧告をしたのでございしますけれども、その勧告に當られた人事院当局の考へというものは、そつくりそのまゝこの法律の原案となつていくという状態からいいますと、少くともこの法案に對しても人事院当局としては熱意を持つ必要があるのではないか。参議院の人事委員に關する限り、昨年の給與法の審議に際しましては特に森崎委員から発言を求められて、人事院總裁に對して非常に法案の審議に對して不熱心である、一度も出席しなかつたじやないかというところについて鋭い追及があつたようです。ところがその後この法案の提出後におきましても、三人も人事官がおられながら木下委員長がわざ／＼出席を要請された場合以外は殆んど顔を見せられぬ。そしてひとり慶徳次長だけが常に矢面に立つて熱心に

出たおられるけれども、併しこれは人事院全体の立場からいふと人事官としては相当この問題に對して熱意ある態度をとつてもらわなければならぬのじやないか。特に先ほど申し上げたように、この法案に關連する問題としては公務員の現在の給與の問題もありませんし、その他いろいろと關連する事項がありまして、私どもとしてはやはり人事官の出席を見てその上で法案を審議するというのが一番妥當な状態じやないかと思ひますが、そういう点について一人人事院としては何故次長だけが殆んど出席されて人事官は出席さ

れないのか。それほど人事院はお忙しかどうか。その点についてのあらかじめの御答弁を先ず承つたいたと思ひます。

○政府委員(慶徳庄意君) 大変お叱りの言葉を受けて恐縮でございますが、意識的に殊更に人事官が出席を怠つておるというようなつもりは実は毫末もございせん。御承知のごとく災害補償の關係とか恩給法との關係、或いは共済組合との關係、社会保険との關係、更に又社会保障制度との關係、廣くいえば国家公務員の生活保障制度全般に極めて重大な關係を持つ法案でございます。率直に申し上げますと、この種の制度及び内容というものは相當特殊な部門に入つておるわけでございます。従ひましてこの特殊な部門について甚だ申訳のないであります。専門的知識を必要といたしますので、むしろその道について相當経験を持つております、僭越であります。私をして率直な答弁をさせたほうがよりよいのではないか、実は出席しておられないような状態でございます。勿論事務的な問題につきましても率直にお答え申上りたいと思ひますが、只今御質問のような基本的な問題につきましては、いつでも人事官が出席をいたしまして御答弁申上げように勿論いたしたいと考へます。

○千葉信君 只今慶徳次長から御答弁がありましたように、非常にこの法案は専門的な知識を要する法案であると

いうことは、これは又私は了解いたしましたし、更に又この専門上のことに關しては慶徳次長を措いては他に右に出る者が無いことは私も十分最初から了解しておりますけれども、何としましてそういう専門的な法律案独自の問題についての御質問を申上げることに關連して、どうしても一般的な問題というのが必然的に關連を持つて来る。これはまあ慶徳次長から一般的な問題については直ちに人事官が出席して答弁する用意をおさへ意

對しまして御質問を願ひまして私の答弁でわからない点、或いは又大所高所より見てどうしても人事官の答弁を必要とするような点がございましたらば、勿論人事官に御出席願ひたいと存じます。相願わくばそういうふうなふうに特に御考慮を願ひますれば大変幸いと存ずる次第でございます。

したが、私も逐條質問等に入る前に、やはりこの法律案に対しては相当一般的な問題について究明し或いは質問した上で了解したのでなければ、この法案の審議に入れないというふうな部分がかかりあるのではないかと。私はその点を十分痛感しておるわけですから、従つてできれば只今慶徳次長からお話がありましたように、一般的な問題について先ずあらかじめ質問するのでなければ、どうも私としては質問に入りにくい事項がたくさんございますので、できるだけ早急にそのお手を配先ず人事院当局からお願ひしたいと思ひますが、すぐその手続がおできになりますかどうか、その点をお答願ひしたいと思います。

○千葉信君 どうも慶徳次長は私の申上げておることをやや曲解しておられる形があるようでございますが、私の申上げておることは率直に言へば、例えば災害補償法等にいたしましても、基本的には平均給與というものが必然的に、現在の給與の狀態から言つて非常に上廻つた形において結論が出ざるを得ない。従つてそういう点に關しては現在の公務員諸君の待遇とか或いは給與というものは、この問題に附隨されて當然問題になつて来るのではないかと。そういう問題になりますと政府委員として如何に立派に資格條件を具備しておられる慶徳次長といえども、やはり權限外に亘らざるを得ないような答弁も必要になつて来るのではないかと。或いはそういう角度から人事院に對して注文をつけたわけでございます。慶徳次長の資格或いは力量、或いは答弁の内容等に不安を感じておるとか輕嘲しておるといふような点は毛頭ございせんから、その点については曲解なさらずに率直にそういう点について私の希望を人事官は容れて、この法案を審議する建前をとつて頂きたい、こういうふうに申上げておるわけでございます。その点如何ですか。

○政府委員(慶徳庄憲君) 甚だ僣越であります。私も政府委員として出席いたしております。勿論人事官と比較いたしますれば一給與局長でありまして、俗にいう貴録につきましては極めて貧弱でございますが、政府委員であります以上はやはり政府側を代表いたしまして答弁すべき責任があると考えます。願くば政府委員たる私に

○千葉信君 今私が質問する際には

そういうような條件が揃つておつたはうがよいと思ひますから、そのよう……
○委員長(木下源吾君) それでは千葉君の御希望の何はそういう手配をいたします。採決のために休憩をいたします。
午後十一時二十四分休憩
〔休憩後開會に至らず〕
出席者は左の通り。
委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
伊藤 保平君
千葉 信君
委員 大谷 登潤君
重盛 壽彦君
森崎 隆君
紅露 みつ君
政府委員 人事院事務局長 慶徳 庄憲君
人事院事務局長 慶徳 庄憲君
事務局側 常任委員 川島 孝彦君
常任委員 熊蓋 御堂定君
常任委員 熊蓋 御堂定君
常任委員 熊蓋 御堂定君
三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

三五七号(第一三八〇号)(第一三八五号)(第一三九二号)(第一四〇三号)(第一四二二号)
一、佐賀県嬉野町の地域給に關する請願(第一三四一号)
一、北海道留萌市の地域給に關する請願(第一三五二二号)
一、香川県丸亀市の地域給に關する請願(第一三五六六号)
一、郵政省職員の特例俸給表設定に關する請願(第一三五八八号)
一、愛知県田原市の地域給に關する請願(第一三六三二号)
一、愛知県福江町の地域給に關する請願(第一三六四四号)
一、愛知県二川町の地域給に關する請願(第一三六五五号)
一、山口県徳山市の地域給に關する請願(第一三六九号)
一、香川県多度津町の地域給に關する請願(第一三八四四号)
一、秋田県の薪炭手当に關する請願(第一四二二号)
一、岡山県瀬戸町の地域給に關する請願(第一四二二二号)
一、岐阜県北方町の地域給に關する請願(第一四二二三号)
一、岐阜県土岐郡の地域給に關する請願(第一四二四四号)
一、広島県大竹町の地域給に關する請願(第一四二四四号)
一、兵庫県明石市の地域給に關する陳情(第一二七二二号)
一、広島県呉市の地域給に關する陳情(第一二八六六号)

請願者 愛知県知多郡上野町 長 早川敏治郎外十四名
紹介議員 山田 佐一君
愛知県上野町は、名古屋市に隣接し交通、経済、文化等あらゆる面において名古屋市と密接な關係にあり何等異なるところがないにもかかわらず、地域給に差違があるため都市への通勤希望者が多く、その充足にも事欠く実情であるから、今回の地域給改訂に當つては当町を二割支給地に指定せられたいとの請願。
第一三三三三三号 昭和二十六年三月十日受理
愛知県常滑町の地域給に關する請願
請願者 愛知県知多郡常滑町 長 滝田次郎外十二名
紹介議員 山田 佐一君
愛知県常滑町は、名古屋市の工業都市であつて、消費生活物資はすべて他地区からの移入に依存しているため、物価は本県の中心地名名古屋市に比して数等上位にあり、県下においては、一、二を争う消費生活者の困窮地であるから、今回の地域給改訂に當つては当町を一割五分支給地に指定せられたいとの請願。
第一三三三三三号 昭和二十六年三月十日受理
千葉市の地域給に關する請願
請願者 千葉県知事 柴田等外一名
紹介議員 片岡 文重君
千葉市は、県都であることおよび地理的的交通的に東京都の一部となつてゐるため、物価は極めて高く、生計費の支出も多いことから、地域給改訂當時か

ら加給地に指定され一部が甲地、他の一部が乙地の指定を受けている。しかるにその後の調査により、生活の全般にわたつて東京都と条件を同じくし、品物によつてはむしろ東京都より高いものさへあることが明らかとなつてくるから、この際千葉市全域を最高級地に指定せられたいとの請願。

第一三三四号 昭和二十六年三月十日受理

岡山市の地域給に関する請願

請願者 岡山市上伊福岡山県庁職員組合内 小寺秀雄 外八名

紹介議員 島村 軍次君 江田 三郎君 加藤 武徳君 和田 博雄君 黒田 英雄君

岡山市は、中国、四国、山陰の交通、運輸、経済等の中心地で、諸物価の変動は極めてはげしく、生活必需品資中繊維品、皮革品、保存食糧品等は大阪、東京以上の高価を示している。また戦災のため衣類住宅等の事情も極めて悪く、当地における公務員の生活は、窮乏を告げているから、岡山市の地域給を現行通り維持するとともに市内福浜、宇野両地区を旧市内なみに引き上げられたいとの請願。

第一三三五号 昭和二十六年三月十日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 島根県松江市東本町五ノ六八島根県恩給受給者連盟内 青山庸外二千四百三名

紹介議員 伊達源一郎君 櫻内 義雄君

国家公務員法第一〇八條によれば、人

事院はなるべくすみやかに恩給制度に關して研究を行い、その成果を国会および内閣に提出しなければならぬことになつてゐるが、未だに具体的成案の見るべきものがないのは遺憾であるから、マイヤーズ氏勧告の趣旨に添うて新退職給與制度の制定を促進すると共に、(一)公社職員、地方公務員をも含めた單一制度とすること、(二)給與は国家公務員法第一〇八條の精神に添う内容であること、(三)地方財源の安定確保の方途を講ずること、(四)既得権、期待権を尊重して新旧受給者の不均衡を是正すること、等の実現を図られたいとの請願。

第一三四〇号 昭和二十六年三月十二日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡西谷村境野 中島信司外六十六名

紹介議員 山縣 勝見君

五十万に達する恩給受給者の生活を擁護するとともに、現職公務員をしてその職務に専念せしめるため、国家公務員法の精神に基きその規定にふさわしい、内容を盛つた健全で公正かつ民主的な新恩給法を制定されたいとの請願。

第一三五七号 昭和二十六年三月十三日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 長野県飯田市大王路村三、七二九 小林宣外二百五十二名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三八〇号 昭和二十六年三月十四日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 長野県上高井郡須坂町一、三〇六 土屋二三 外百十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三八五号 昭和二十六年三月十四日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 長野県松本市鷹匠町一、五四九 小磯善一 郎外三百六十七名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三九二号 昭和二十六年三月十五日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 長野県上田市北大手町六、四七二 今井沖一 外五百八十九名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一四〇三号 昭和二十六年三月十五日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 山形市香澄町、木実小路二二三 末野義四郎 外二百七十三名

紹介議員 小杉 繁安君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一四二三号 昭和二十六年三月十六日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町二、二五六 西沢民一 郎外三百二十七名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三四一号 昭和二十六年三月十二日受理

佐賀県嬉野町の地域給に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡嬉野町地域対策協議会内 古屋宏平外九名

紹介議員 杉原 荒太君

佐賀県嬉野町は、よう、出量の豊富なアルカリ性温泉として最近とみに名高くなり、特需景気の膨張しつつある北九州方面よりの遊山、観光客等の激増によつて消費物価を極度に上り上げたため、当地に勤の公務員は困難な生活を送つてゐる現状であるから、級地改訂に當つては、本町を一割支給地に指定せられたいとの請願。

第一三五二号 昭和二十六年三月十二日受理

北海道留萌市の地域給に関する請願

請願者 北海道留萌市長 原田 太八外二名

紹介議員 木下 源吾君

北海道留萌市は、積雪寒冷地であるため冬季の被服、燃料、住居および保健衛生に要する費用はばく大であり、しかも生活諸物資は中央に依存しているため内地との運賃差により高物価にあるから、今回の地域給改訂に當つては当市を二割支給地に指定せられたいとの請願。

第一三五六号 昭和二十六年三月十三日受理

香川県丸亀市の地域給に関する請願

請願者 香川県丸亀市長 三原 勝英外四十二名

紹介議員 森崎 隆君

丸亀市は、従来四国一の高物価地と称せられていた上に、昨夏近接都市善通寺町に警察予備隊が設置されたため、諸物価が高騰し、本市に居住する諸官公庁職員の生活は次第に困難な状態に追い込まれてゐる現状であるから、本市の地域給は四級地とせられたいとの請願。

第一三五八号 昭和二十六年三月十三日受理

郵政省職員の特別俸給表設定に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋両国全通信従業員組合内 永岡光治

紹介議員 木下 源吾君 新谷寅 三郎君 柏木 庫治君

郵政省は、他の一般官庁と異り、行政事務担当者は全くなくすべての職員は郵便業務、貯金業務および保険業務に従事している関係から、他官庁に比し、役付職員も少くまた同一職種の職務に終身従事している者が相当多数にのぼつてゐるため、俸給の頭打ちによつて事業の能率促進に重大な悪影響をもたらしてゐるから、郵政事業の特質に適した相当市の広い特別俸給表を設定せられたいとの請願。

第一三六三号 昭和二十六年三月十三日受理

愛知県田原町の地域給に関する請願

愛知県田原町は、

請願者 愛知県渥美郡田原町

紹介議員 長 石黒利平

愛知県田原町は、渥美郡の交通、経済、文化、教育等すべての中心をなしているが、生活必需物資の生産が少いため、必然的に物価高を示し附近町村に比し生活的に困難を極めていた実情であるから、今回の地域給改正に当つては当町を受給地に指定せられたいとの請願。

第一三六四号 昭和二十六年三月十三日受理

愛知県福江町の地域給に関する請願

請願者 愛知県渥美郡福江町

紹介議員 山内 卓郎君

愛知県福江町は、奥渥美観光の要点として観光客の来往に便するし、しかも諸物資はトラック輸送によるため、鉄道利用の地域と異り交通費運賃が非常に高くつき、物価はかえつて名古屋、豊橋市より高値を示している実情であるから、今回の地域給改正に当つては当町を受給地に指定せられたいとの請願。

第一三六五号 昭和二十六年三月十三日受理

愛知県二川町の地域給に関する請願

請願者 愛知県渥美郡二川町

紹介議員 山内 卓郎君

愛知県二川町は、豊橋市の東南に隣接しているため、行政区画においては渥美郡に属しているが、商工会議所、税務署、健康保険その他多くの重要機関は、すべてその実施面において豊橋行政区域の中に含まれているので、将来は豊橋市に合併される運命にある。従

つて生活水準は同市と何ら異なるところがないから、級地改訂に当つては、本町を豊橋市と同等に指定せられたいとの請願。

第一三六九号 昭和二十六年三月十四日受理

山口県徳山市の地域給に関する請願

請願者 山口県徳山市長 長谷川 藤七外二名

紹介議員 中川 以良君

徳山市は、山口県下における有数の商工都市として重きをなし、特にア法曹達工業の再開と朝鮮動乱による鉄鋼関係の需要増加に伴い、その発展は目覚ましいものがある。さらに徳山港は、昭和二十四年貿易港に指定されて以来船舶の出入が急激に増加したため、これが本市の経済に與える影響は大きく、工場従業員の賃金引上げ等により官公庁従業員の生活は極めて憂慮すべき事態にあるから、近く実施される地域給の改訂に当つては、本市の特殊事情を考慮して級地引上げの措置を講ぜられたいとの請願。

第一三八四号 昭和二十六年三月十四日受理

香川県多度津町の地域給に関する請願

請願者 香川県多度津町長 町乙三〇一 大西芳信

紹介議員 森崎 隆君

香川県多度津町は、四国における鉄道の分岐点であり、バス、電車、トラック等による陸運の中心地である上に阪神地内との海運の要衝となつていて関係上、朝鮮事変を契機として物価の高騰いちじるしく、現在では東京地区との物価差もわずかなのであるから、級地改訂に当つては、従来の乙地から甲地に引き上げられたいとの請願。

第一四一一号 昭和二十六年三月十六日受理

秋田県の薪炭手当に関する請願

請願者 秋田県西根小屋中町教育会館内寒冷積雪地域対策協議会内 川口大助

秋田県の気候は、青森県とほとんど変わらず、採炭様式は、北海道と同じくストープによつており、燃料として北海道の石炭に対し、秋田県は薪と木炭を用いている等、生活上におよぼす自然的条件の影響は北海道や青森と同じであるから、秋田県在勤の公務員に対し、石炭手当に相当する薪炭手当を支給せられたいとの請願。

第一四一二号 昭和二十六年三月十六日受理

岡山県瀬戸町の地域給に関する請願

請願者 岡山県赤松郡瀬戸町長 岡本宗一郎外一名

紹介議員 江田 三郎君

瀬戸町は、人口四千余の小さな町であるが、岡山市の東方わずか三里の距離にあるため、物価も同市とほとんど変わらない状態であるが、従来より当町は勤務地手当支給地域から除外されているから、今回の級地改訂に当つてこの不合理を是正せられたいとの請願。

第一四一三号 昭和二十六年三月十六日受理

岐阜県北方町の地域給に関する請願

請願者 岐阜県北方町長 田中不二雄外三名

紹介議員 中村 正雄君 木下 源吾君

岐阜県北方町は、岐阜市および北方町において盛大な祭礼が行われた直後に実施されたため、同地方の実情に合わず極めて不合理なものであり、一方同地の物価は名古屋一宮両市の影響を受けて高く、従つて北方町における生活水準は岐阜市と何等異なるところがないから、岐阜県北方町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

さきに総理府統計局によつて行われたC・P・Sは、岐阜市および北方町において盛大な祭礼が行われた直後に実施されたため、同地方の実情に合わず極めて不合理なものであり、一方同地の物価は名古屋一宮両市の影響を受けて高く、従つて北方町における生活水準は岐阜市と何等異なるところがないから、岐阜県北方町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一四一四号 昭和二十六年三月十六日受理

岐阜県土岐郡の地域給に関する請願

請願者 岐阜県土岐郡土岐津町長 土本栄吉外二十名

紹介議員 木下 源吾君

岐阜県土岐郡のうち土岐津町、泉町、笠原町、妻木町、下石町、駄知町、肥田村、瑞浪町、土岐町、稲津村の二帯は、多治見市に隣接し、美濃焼の名で全国に知られている陶磁器の産地であるが、中央線によつて名古屋市に直結しているため、経済生活面も文化面も同市の影響を受け、愛知県瀬戸市および隣接多治見市とすべての面が同一條件下にあるから、級地の改訂に当つては当地方を多治見市と同等に指定せられたいとの請願。

第一四二四号 昭和二十六年三月十六日受理

広島県大竹町の地域給に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大竹町長 二階堂哲朗外十四名

紹介議員 楠瀬 常猪君

大竹町は広島県の西南端に位し、人口、産業、経済、交通、教育、文化等隣接町村を含み商工業都市としてのあ

らゆる条件を具備しており、さらに人口増加率、隣接町村の合併気運、工場の新設拡張等飛躍的發展の途上にあるが、生活必需物資は広島市および関西、四国、九州方面からの移入に依存しているため、必然的に物価高を示し広島市よりむしろ高率な現象を呈しているから、今回の地域給改訂に当つては当町を広島市と同様の一割五分級地に指定せられたいとの請願。

第二七二二号 昭和二十六年三月十二日受理

兵庫県明石市の地域給に関する陳情

陳情者 兵庫縣明石市議會議長 伊藤英一

兵庫縣明石市は、直接神戸市と境界を接している関係上、あたかも神戸市の一地区のような実情にあり、従つて市民の日常生活はもとより経済的に不離不可分の関係にあるから、今回の地域給改訂に当つては当市を神戸市と同様に指定せられたいとの陳情。

第二八六号 昭和二十六年三月十五日受理

広島県呉市の地域給に関する陳情

陳情者 広島縣吳市長 鈴木術外一名

過去三回にわたつて行われた特別消費者価格調査の結果現れた広島県呉市の地域差指数は、調査品目の質的統一の不完全、調査対象選定の不適正および調査者のやみ物品購入の書き落し等により不当に低い指数を示したものであつて、この調査を基礎に今回の地域給の改訂を行うことは妥當を欠くものであるから、本市の特殊事情等を考慮され従来の支給割合率より引き下げる

ことのないよう処置せられたいとの陳情。